

別紙「提出された意見の概要及び意見に対する考え方」

No.	該当頁	該当事項	意見の概要	意見に対する考え方	原文への反映
1	14	総合指標	「農業経営体」には「耕種」「畜産」を含むと思われるため、「1 農業経営体あたりの」を「各種 1 農業経営体あたりの」としてはどうか。	「農業経営体」とは、農林水産省の統計調査において定義されている用語で、「耕種」「畜産」に従事する者に限らず、「個人」や「団体」を含む、農産物の生産を行う事業体、または委託を受けて農作業を行う事業体を指します。このため、本件の表現については、統計上の定義に基づき、そのままの用語を使用しております。	無
2	22	農業版企業誘致の促進	県外で既に営農実績のある農業法人に対して、工業団地内での耕畜一体化経営など新たな視点で、県内での農業参入を促してはどうか。	県では、農外企業や県外で営農実績のある農業法人を、新たな担い手の一形態と位置づけ、県内での農業参入を促進しています。一方、工業団地が立地する市街化区域等は、都市計画法に基づき定められた都市的な利用を目的とした区域です。現在の法令や地域の実情等を考慮すると、工業団地内での耕畜一体化経営による営農は困難であると考えられます。	無
3	30	生産性向上に向けた課題	小規模でも運営可能な競争力と持続性を兼ね備えた農業モデルの構築に向けて、農村での再生可能エネルギー施設整備を推進してはどうか。	農村での再生可能エネルギー施設整備は、温室効果ガスの排出削減や、水力やバイオマスといった地域資源の価値創出につながる取組である一方、その推進にあたっては食料供給や国土保全等の農山漁村が有する機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行う必要があります。本県における具体的な実証事例も少なく、慎重な検討を要する事項であることから、本計画には位置付けないこととしました。いただいたご意見を参考としつつ、持続可能な農業の実現に向けたひとつの方策として再生可能エネルギーの活用の検討も進めてまいります。	無
4	34	自給飼料生産	40～60歳代の自給飼料生産を担っている酪農家・畜産農家の後継者が円滑に就農・継承できる環境整備が急務である。県として、補助金や給付金の拡充、設備投資への支援、経営安定対策を一層手厚く講じていただくことを強く要望する。	酪農・畜産農家における担い手の確保・育成は、極めて重要な課題であると認識しています。県としては、国の制度を最大限に活用するとともに、県独自の支援策の充実を図り、安心して就農・経営継承ができる環境づくりを、今後も進めてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	無
5	34	獣医師・人工授精師の人材確保・育成	群馬県内では酪農および繁殖和牛経営を行うにあたり、獣医師や人工授精師の確保が難しくなり始めており、特に西毛地区ではその傾向が顕著である。優秀な人材が県外へ流出することを防ぎ、地域に定着してもらうためには、待遇改善や研修制度の充実、地域勤務へのインセンティブ付与など、県としての積極的な人材確保・育成策が必要である。 群馬県の畜産を将来にわたって維持・発展させていくためには、経営体数の維持、飼料生産基盤の確保、人材の育成と定着を一体的に進める施策が不可欠である。現場の実情を踏まえた実効性のある支援を、今後一層強化していただきたい。	獣医師については、産業動物獣医療の適切な提供を進めるために、県や関係団体等による群馬県産業動物獣医師問題県域協議会を開催し、人材確保の問題についても検討を行っています。また、卒業後に群馬県内で産業動物獣医師として従事しようとする学生を対象とした修学資金給付事業により、人材確保対策を実施しています。人工授精師については、県独自の家畜人工授精講習会の開催に加え、県立農林大学校の酪農・肉牛コースにおいても人材の育成に取り組んでおり、多様な畜産人材の確保に大きく貢献しています。さらに、浅間家畜育成牧場でも産業動物獣医師や家畜人工授精師の研修に加え、これらを目指す学生を受け入れる研修も計画しています。本県の畜産業の維持・発展に向けては、いただいたご意見を踏まえ、本計画が現場の実情を踏まえた実行性のあるものとなるよう総合的な施策を検討し、関係者・関係機関と連携しながら、着実に取り組んでまいります。	無
6	35	飼料作物の安定供給	コントラクター組織の業務安定化・効率化のための取組として、県内複数箇所での「粗飼料ステーション」設置を検討してはどうか。	県では、耕畜連携による飼料生産の推進や、未利用有機質資源の活用を通じた自給飼料の生産拡大に積極的に取り組んでいます。ご提案いただいた「粗飼料ステーション」の設置につきましては、本県における実証事例がなく、導入効果の検証や運営体制の在り方など、慎重な検討を要する課題があることから、本計画への反映は行わないこととしました。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	無
7	56	野生鳥獣被害対策	野生鳥獣が出没しにくい環境づくりの取組として、里山放牧を検討してはどうか。	里山放牧は、 ①管理運営上の課題（家畜の脱走の安全対策、土地の劣化と汚染、地形地質への影響） ②経営・経済的な課題（採算性の低さ、初期投資と維持費） ③社会・環境的な課題（担い手の高齢化と人手不足、法規制と地域の合意形成、生物多様性への影響） といった多面的な課題を抱えております。 また、獣害対策としての効果は副次的であり、技術が確立されたものではないため、本計画への反映は行わないこととしました。	無

別紙「提出された意見の概要及び意見に対する考え方」

No.	該当頁	該当事項	意見の概要	意見に対する考え方	原文への反映
8	81	地域農産物を活用した6次産業化の推進	現状、積極的に6次産業化に取り組もうとしても、利用しやすい加工施設や販売拠点、継続的な支援体制などの仕組みが十分に整っているとは言えない。 個人の努力や負担に依存する形では取組の拡大や継続には限界があるため、小規模農業者でも活用できる施設整備や商品開発、販路開拓を支援する体制の充実を求めたい。	6次産業化につきまして、県では「群馬県地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置し、県内の6次産業化に取り組む農業者等を対象に、研修会の開催や専門家の派遣などを通じた支援を行っています。また、農業事務所が「群馬県農業経営・就農支援センター」の窓口となっており、規模の大小にかかわらず、中小企業診断士等のスペシャリストによる事業計画や商品開発等を支援しております。 加工施設や販売拠点については、生産者グループによる加工施設の共同利用や、ECサイトを活用した販路拡大などの取組を支援しております。 いただいたご意見を参考に、こうした支援を引き続き進めるとともに、多くの方に活用いただけるよう周知にも努めてまいります。	無
9	81	遊休農地の発生抑制	地域コミュニティによる農村維持については、高齢化や担い手不足の進行により、従来の地域コミュニティ機能がすでに弱体化しているのが実情である。 その現状を踏まえて、地域の自主性に任せるだけでなく、農地、人、住居を一体的に捉えた、現実的な支援策が必要であると考えます。 具体的には、遊休農地の発生抑制に向けた管理や活用の仕組みづくり、空き家対策も含めた農村の維持に対し、地域外人材や法人等も視野に入れた柔軟な制度設計をお願いしたい。	県では、市町村等と連携し、地域農業の将来を明確化した「地域計画」をもとに、農地中間管理事業により担い手への農地の集積・集約を促進し、遊休農地の発生を抑制するとともに、遊休農地再生利用事業等を活用し、既に発生している遊休農地の解消に取り組んでいます。 また、多面的機能支払交付金制度や中山間地域直接支払交付金制度を活用して、地域農業の保全、傾斜地など条件が不利な農地で農業を継続する農業者への支援を行っています。 さらに、新たな担い手の確保に向けては、農外企業の農業参入や県外の農業法人の誘致など、地域外の人材・法人も含めた多様な主体の参画を促進することで、地域における新たなビジネスモデルの創出や持続的な農村づくりにつなげてまいります。 あわせて、農村の維持・活性化の観点から、空き家の利活用や移住・定住施策とも連携し、地域外からの就農希望者に対して、農地・住居を一体とした就農支援に取り組みたいと考えます。 いただいたご意見を参考に、引き続き上記のような取組を進めてまいります。	無
10	86	畑地での米作り	水田でなく、畑での米作りを研究している事例が全国的にあるようだが、水田の多い本県東部地域でも働きかけてみてはどうか。 畑でも、水田と変わりなく米作りができるようになれば、湛水などに係る労働力が軽減され、米作りの未来が開けてくるのではないかと。	稲作の省力・低コスト化技術として全国的に注目されている直播栽培は、東部地域をはじめ管内各地で実践されています。本計画でも、直播栽培の導入面積をKPIや東部地域プロジェクトの目標指標に位置付けております。 今後も、直播栽培に取り組む生産者や関係機関と連携・情報共有を行い、管内における直播技術の向上を図ります。	無
11	90	関係者の役割	農業協同組合の役割は大きいと思うが、プラス・マイナスの両面があり、敢えて加入しない農業者も多いと聞く。農協に加入しない農業者がいる理由を真剣に考えなければいけない。 米価を、概算金として農業者に前もって支払う現在の仕組みもどうかと思う。	農業協同組合は、組合員の経営および生活の向上を目的とした組織であり、組合員のニーズに応じた指導・経済・信用・共済など幅広い事業を実施しています。 一方、農業経営は、規模や経営形態、生産方式、販売方法など多種多様であり、農業協同組合への加入は農業者の経営判断によるものと考えます。県では農協への加入の有無によらず、生産者を支援してまいります。 なお、米価や概算金の取扱い等は、民間事業者間の取引により決定されるもので、行政が関与できない仕組みとなっています。県としては、生産者の経営安定に向け、引き続き適切な支援に努めてまいります。	無